

大阪市避難行動要支援者名簿作成基準

(別紙5)

避難行動要支援者の避難支援については、自主防災組織(地域住民)による活動を基本とするとともに、その活動を一層支援するものとして、本市の行政保有情報に基づき避難行動要支援者名簿を作成し区役所・消防局で共有します。
 名簿の作成基準は、「要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(災害対策基本法より)」という観点から次のとおり設定します。

区分	名簿作成方針	名簿の活用方法	作成基準	基準設定の説明
高齢者 (要介護・認知症)	要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度の基準を設定し名簿を作成する。	災害時避難所において、区担当職員が地域の協力を得て安否確認等を行う。	・要介護3以上の人 ・要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度 以上の人	要介護3以上の方は、自力で立ち上がり、歩行ができないため、自力での避難ができない。 要介護2以下で認知症高齢者日常生活自立度 以上の方は、身体的に何とか自力で避難することが可能であっても、日常生活に支障をきたすような認知症の症状・行動や意志疎通の困難さがあり、誰かが注意しておくことが必要な状態であるので、単独での避難が困難である。
障がい者 (身体、知的、精神)	障がいごとに等級の基準を設定し名簿を作成する。	災害時避難所において、区担当職員が地域の協力を得て安否確認等を行う。	・重度障がい者 身体障がい者 1・2級 知的障がい者 A 精神障がい者 1級 ・視覚障がい・聴覚障がい 3・4級 ・音声・言語機能障がい 3級 ・肢体不自由(下肢・体幹機能障がい) 3級	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A)、精神障がい者(1級)の方は、日常生活のあらゆる場面において著しい困難があり、災害時の非常事態においても円滑な避難行動が望めない。 視覚障がいまたは聴覚障がい3・4級、音声・言語機能障がい3級の方は、コミュニケーションにおいて著しい障がいがあり、災害時に円滑な避難行動を行うための情報の収集及び発信などが困難である。 肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級の方は、移動に著しい障がいがあり、災害時において円滑な避難行動が困難である。
難病患者	既存の情報を活用し、避難行動要支援者の整理を図っておく。	区担当職員が専門的な対応の必要な者に関係機関と連携して支援を行う。	人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い者(近隣の支援のみでは避難が難しい者)	難病患者の避難行動要支援者は、身体障がい者手帳1・2級または要介護3以上であることがほとんどである。 その中で、さらに難病患者として特化する場合、専門家の援助を必要とする人工呼吸器等、高度医療機器装着者であることが名簿の作成基準となる。
妊産婦・乳幼児	既存の情報が活用できるよう、事前の整理を図り、災害発生時に優先して支援を行う避難行動要支援者を抽出する。	災害時避難所において、区担当職員が地域の協力を得て安否確認等を行う。	妊産婦は出産直前の妊婦や出産帰宅直後の産婦等、乳幼児は生後1～2か月未満の新生児・乳児等、発生した災害に応じて既存の情報から可能な範囲で優先して支援を行う避難行動要支援者情報を抽出する。	本区分は、日々状況が変化し、常時共有する名簿として保有することはできないが、発生した災害に応じて既存の情報から可能な範囲で優先する避難行動要支援者情報をその都度抽出する。 優先する避難行動要支援者としては、避難情報が入手し難く、また迅速な避難行動がとり難いものとして、必ず新生児を、場合によってはさらに乳幼児を連れて避難を要する出産帰宅直後の産婦や出産直前の妊婦が想定される。
外国人	名簿は作成しないが、各区の地域ごとの外国人登録人口数を把握しておく。	把握した人口数に基づき、通訳者の派遣体制などを整備しておく。	上記の各項目に該当する外国人については、必要な言語での対応等の措置を図る。	